

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令案及びベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるりゅうがんの生果実に係る農林水産大臣が定める基準案

## 1. 現行制度における輸入規制の概要

- (1) 植物防疫法(昭和 25 年法律第 151 号)第 7 条第 1 項は、何人も、同項各号に掲げる輸入禁止品を輸入してはならない旨規定しており、具体的な輸入禁止品として、同項第 1 号において、農林水産省令で定める地域から発送され、又は当該地域を経由した植物で、農林水産省令で定めるものと規定している。
- (2) これを受け、植物防疫法施行規則(昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。)第 9 条第 1 項においては、輸入を禁止する地域及び植物を規則別表 2 に定める旨を規定している。
- (3) 現在、ベトナムから発送され、又は当該地域を経由したりゅうがんの生果実については、ベトナムにおいて検疫有害動植物であるミカンコミバエ種群の発生が確認されていることから、別表 2 の 2 の項において、輸入禁止品として位置付けられている。

## 2. 改正の趣旨

- (1) 平成 28 年、ベトナムは、我が国に対し、ベトナム産りゅうがんの生果実の輸入解禁を要請。
- (2) その後、同国との協議を経て、一定の基準にて低温処理が実施されたりゅうがんの生果実であること等を条件に当該生果実の輸入を解禁しても、我が国に有害な動植物(特にミカンコミバエ種群)が侵入する可能性は無視できるほど低いことが確認できた。
- (3) このため、今後、ベトナム産りゅうがんの生果実の輸入を認めることとし、輸入が可能となるよう、規則の改正等によりその条件を定めることとする。

## 3. 改正案等の主な内容

### (1) 規則の一部改正

輸入禁止品から一定の基準に適合するベトナム産りゅうがんの生果実を除くため、輸入禁止品を定める規則別表 2 から除くものとして新たに付表第 77 に「ベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるりゅうがんの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの」を追加する等の所要の改正を行う。

### (2) 告示の制定

(1) の改正に伴い、ベトナム産りゅうがんの生果実に係る農林水産大臣が定める基準として次の条件等を新たに制定する。

- ① あらかじめベトナム植物防疫機関により指定された低温処理施設又は低温処理コンテナにおいて、生果実が本告示が定める温度以下で消毒されたものであること
- ② 当該生果実がミカンコミバエ種群に侵されていないものであること
- ③ ①及び②について、ベトナム植物防疫機関による検査及び証明が行われること。

## 4. 今後のスケジュール

パブリックコメント：令和 4 年 9 月中旬～10 月中旬

公聴会：令和 4 年 10 月上旬

改正規則及び改正告示の公布・施行：令和 4 年 11 月上旬（公布日の翌日施行）

○農林水産省令第 号

植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 野村 哲郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の二の項植物の欄中「りゅうがん」の下に「（付表第七十七に掲げるものを除く。）」を加え、同表の付表に次のように加える。

七十七 ベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるりゅうがんの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第        号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第七十七の規定に基づき、ベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるりゅうがんの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、公布の日から施行する。

令和四年        月        日

農林水産大臣 野村 哲郎

一 植物及び地域

りゅうがんの生果実であって、ベトナムで生産されたものであること。

二 輸送方法

船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。

三 生産地における検査及び証明

- (一) ベトナム植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨の記載がされているベトナム植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付されたものであること。
- (二) (一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

ア ミカンコミバエ種群に侵されていないものであること。

イ 五の消毒が行われたものであること。

#### 四 封印

- (一) ベトナム内の低温処理施設において消毒を行う場合にあっては、生果実の各こん包ごと又は束ねたこん包ごとに、ベトナム植物防疫機関による封印がなされていること。
- (二) 海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナ（以下「低温処理コンテナ」という。）において消毒を行う場合にあっては、各低温処理コンテナごとにベトナム植物防疫機関による封印がなされていること。

#### 五 消毒

- (一) 低温処理施設又は低温処理コンテナにおいて、生果実の中心部が摂氏一・三度となった後、引き続き十三日間その温度以下で消毒すること。
- (二) 低温処理施設及び低温処理コンテナは、あらかじめベトナム植物防疫機関により(一)の消毒のために適切な施設及び設備を有するものとして指定されたものであること。
- (三) (一)の消毒は生果実をこん包したままで行うこと。

#### 六 こん包

低温処理施設において五の消毒を行う場合にあっては、次の要件を満たすものとする。

- (一) 消毒される生果実は、ミカンコミバエ種群の侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。
- (二) 消毒された生果実のこん包又は束ねたこん包が開封され、消毒を伴わずに改めてこん包される場合にあっては、当該開封及び改めて行われるこん包は、ミカンコミバエ種群の侵入するおそれがないと認められる場所で行われていること。

## 七 植物防疫官による確認

- (一) 三の(一)の検査及び五の消毒が的確に実施されていることが植物防疫官により確認されること。
- (二) (一)の植物防疫官による消毒が的確に実施されていることの確認は、ベトナム植物防疫機関と共同して、次により行うものとする。こと。
  - ア 低温処理施設において消毒が行われる場合にあっては、当該施設において五の消毒が行われていることを確認すること。
  - イ 低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合にあっては、輸出の時までに五の消毒が開始されていること及び輸入の時までに当該消毒が終了していることをそれぞれ確認すること。

## 八 表示

三の(一)の検査及び五の消毒が行われた生果実の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

(参考 1)

## りゅうがん (ムクロジ科)

学名 : *Euphoria longana*

英名 : Longan, Dragon's Eye

インド原産の常緑高木で、高さ 12m。花は小さく直径 6mm、黄白色で花弁 5～6 枚。果実は直径約 2.5cm で球形、黄褐色、果肉は白色多汁。たねは 1 個で暗褐色、つやがある。

果肉を食用、生食または乾果とする。乾果を龍眼果及び福円とよぶ。結実量は多く、レイシより低温に耐えるので、中国南部、台湾、カリフォルニアなどで栽培されている。

繁殖は、種や切り接ぎによる。



(参考 2)

ミカンコミバエ種群について

英名 : Oriental fruit fly species complex

学名 : *Bactrocera dorsalis* species complex

体長 7 mm 位の小型のハエの一種で、かんきつ類等の生果実の大害虫として知られている。

この虫が果実に寄生すると腐敗・落果し、ひどい場合には収穫皆無となる。

【発 生 地 域】

東南アジア、中国、台湾、ハワイ等

【主な寄主植物】

りゅうがん、かんきつ類、パパイヤ等

